

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 167 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 165 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 10 件

## 茨城国民年金 事案 754

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年6月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

申立期間を含む昭和42年度分の国民年金保険料については、43年3月にA町役場(当時)において一括納付したはずであり、還付を受けた記憶は無い。

このため、申立期間の保険料が還付されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に任意加入した日は、申立人が保管する国民年金手帳により、昭和42年4月1日であることが確認できるが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、42年7月1日と記載されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は昭和42年4月1日に国民年金に任意加入し、申立期間を含む同年4月から43年3月までの保険料を同年3月30日に納付していることが確認できることから、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤った還付手続が行われ、その結果、申立期間が年金未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

さらに、申立人の居住地のB市が管理する国民年金被保険者名簿には、昭和51年4月30日の時点まで、申立期間に係る保険料が納付された記録となっていることから、行政側における事務処理の錯誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
昭和51年11月に国民年金に加入してから、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで、任意加入期間中の保険料をすべて納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、昭和51年11月に国民年金に加入して以降、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の前後において住所の変更も無い上、同居のその夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額による収入に大きな変化が見られないことから、国民年金保険料を納付する資力があったものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和55年12月に住所を移転しているが、その変更手続を速やかに行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識が高いと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間中の昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年1月7日に資格を喪失し、同年10月1日から21年1月7日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所（現在は、C社）における資格取得日を19年6月1日、資格喪失日を21年1月7日とし、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月25日から21年1月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支所に勤務していた昭和17年7月25日から21年1月7日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B支所では、Dの仕事を行っており、終戦後の昭和21年1月7日に同社のE工場に転勤した。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間にA社B支所に勤務していた同僚のうち存命中で連絡先の確認できた5人に照会したところ、回答の得られた3人中二人から、申立人が同社に勤務していたとの証言が得られた上、社会保険事務所が管理するA社B支所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「厚生年金保険被保険者名簿」という。）に申立人が名前（姓名）を挙げた同僚6人全員の名前が掲載されていることから、申立人が申立期間にA社B支所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち5人及び申立人と同学年であり、照会に対し申立人と同一の職種であると回答のあった同僚二人は、A社B支所において、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち5人が、申立人が同社E工場に転勤した21年1月7日に被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人及び元同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会

保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致（およそ 300 人）するため、当時、同事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 1 月 7 日までの期間、厚生年金保険被保険者として A 社 B 支所に勤務していたものと認められる。なお、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）に基づき保険料徴収及び保険給付が開始されたのは昭和 19 年 10 月 1 日以降であることから、申立人は、上述の期間のうち、同年 10 月 1 日から 21 年 1 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同学年、同一職種の同僚二人の、社会保険事務所が管理する A 社の厚生年金保険被保険者名簿における昭和 19 年 6 月 1 日の標準報酬月額から 60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 10 月から 20 年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日以前の期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間で、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、同日に厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行された以後の期間となることから、当時、事務職であった申立人は、社会保険の適用対象外であったと考えられる上、A 社 B 支所が適用事業所となったのは、昭和 18 年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち、17 年 7 月 25 日から 19 年 5 月 31 日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA機関に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年9月1日、資格喪失日が平成元年3月31日とされ、当該期間のうち、元年3月1日から同年同月31日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA機関における資格喪失日を元年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私が以前勤務していたA機関から、誤った資格喪失日が記載された資格喪失届が提出されたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている旨の手紙が届いた。私は平成元年3月31日に退職したため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA機関に平成元年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A機関からの回答書により、申立人が同機関に平成元年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA機関における平成元年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成元年3月31日として届け出たため、同年3月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行

っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA機関に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が53年6月30日とされ、当該期間のうち、53年6月1日から同年同月30日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA機関における資格喪失日を53年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月30日から同年7月1日まで

私が以前勤務していたA機関から、誤った資格喪失日が記載された資格喪失届が提出されたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている旨の手紙が届いた。私は昭和53年6月30日に退職したので、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA機関に昭和53年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、A機関からの回答書により、申立人が同機関に昭和53年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA機関における昭和53年5月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和53年6月30日として届け出たため、同年6月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、



社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA機関に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年7月1日、資格喪失日が49年8月31日とされ、当該期間のうち、49年8月1日から同年同月31日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA機関における資格喪失日を49年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

私が以前勤務していたA機関から、誤った資格喪失日が記載された資格喪失届が提出されたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている旨の手紙が届いた。私は昭和49年8月31日に退職したので、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年9月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA機関に昭和49年8月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A機関からの回答書により、申立人が同機関に昭和49年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA機関における昭和49年7月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和49年8月31日として届け出たため、同年8月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA機関に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年4月1日、資格喪失日が48年7月31日とされ、当該期間のうち、48年7月1日から同年同月31日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA機関における資格喪失日を48年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

私が以前勤務していたA機関から、誤った資格喪失日が記載された資格喪失届が提出されたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている旨の手紙が届いた。私は昭和48年7月31日に退職したため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA機関に昭和48年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A機関からの回答書により、申立人が同機関に昭和48年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA機関における昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和48年7月31日として届け出たため、同年7月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（＜訂正後標準報酬月額＞（別紙一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を（＜訂正後標準報酬月額＞（別紙一覧表参照））に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：（＜申立期間＞（別紙一覧表参照））

申立期間については、A機関（現在は、「B機関」）に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間当時、正しい標準報酬月額に相当する保険料を控除されていたにもかかわらず、同機関が、誤った標準報酬月額を社会保険事務所に届け出したことが判明した。

B機関は、届け出の誤りを認めており、C厚生年金基金における標準報酬月額が正しいとしていることから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A機関は、平成16年の算定基礎届（定時決定）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を誤って（＜訂正前標準報酬月額＞（別紙一覧表参照））と社会保険事務所に届けたが、実際は、C厚生年金基金における標準報酬月額が正しいとしているところ、申立人は、申立期間において、同基金における標準報酬月額（＜訂正後標準報酬月額＞（別紙一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城国民年金 事案 756

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
昭和50年4月に国民年金に加入し、納税組合において妻が二人分の保険料を納めていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料については、納税組合を通じて納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人には平成元年6月5日に、妻には昭和63年7月5日に、それぞれ過年度納付書が作成されていることから、少なくとも妻には、申立期間当時、保険料の未納があったことが推認でき、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人とその妻に係る社会保険庁のオンライン記録によると、平成9年以降、夫婦で一緒に保険料を納付している事実が確認できるが、その納付日は不定期であり、かつ1か月に2度納付している月が多数存在することから、納税組合や市役所の徴収員を通じた納付方法によるものではないことが推認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
私が20歳当時に勤務先の店主が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時点において、その勤務先の店主が、国民年金の加入手続を行い、給与から国民年金保険料相当額を控除の上、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和48年6月27日から同年同月29日までの間と考えられ、この時点では、申立人は21歳であった上、過年度保険料となる申立期間の保険料が納付された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収書により、昭和48年4月から同年9月までの保険料を同年7月17日に納付し、その後、同年10月以降の保険料を3か月ごとに納付していたことが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点から保険料を納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立人は、勤務先の店主が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 758

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
平成14年10月に夫の退職（厚生年金保険被保険者資格の喪失）に伴い、私は、国民年金の被保険者資格を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更しており、納付書が送付されていれば必ず納付しているはずである。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市役所に保管されている平成16年度の市民税・県民税申告書（社会保険料控除欄）には、申立人の夫の社会保険料については記載が確認できるが、申立人に係る国民年金保険料については記載がなく、申立期間の保険料を納付した事実は確認できない。

また、申立期間は平成14年10月と比較的近時点であるものの、申立人は、納付書が送付されていれば納付しているはずであると主張しているが、保険料の納付方法、納付金額等についての申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、その夫が勤務していた会社が昭和61年2月ころに、自身の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、平成9年1月13日に申立人自身がA市役所に国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書を提出していることが確認でき、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
保険料を納め始めてから現在まで、未納とならないように親が気をつけて納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済年金の資格喪失（平成9年9月17日）後、速やかに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、A社会保険事務所から申立人に対し、平成11年1月25日付けで、国民年金被保険者資格の取得勧奨が行われていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人は、その母が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 760

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、昭和53年2月にA市からB市へ転居し、B市役所において国民年金の住所変更手続及び種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料については、B市役所において未納の保険料額を算出してもらい、2回に分けて納付した。納付後、市の担当職員から、これで未納の期間が無くなった旨の説明があったことを覚えている。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月にB市へ転居後、国民年金の住所変更手続及び種別変更手続を行い、申立期間の保険料については、2回に分けて納付したと主張しているが、申立人が転入届、国民年金の氏名変更及び国民年金被保険者資格の種別変更手続を行った時期は、同市が管理する国民年金被保険者名簿から、56年7月と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和54年4月から55年3月までの保険料を56年7月に、55年4月から56年3月までの保険料を57年7月にそれぞれ過年度納付したことが管轄の社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できることから、これらの時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から51年6月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年5月から51年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和48年ころに入社した会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、市役所から国民健康保険税の納付書と一緒に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、市役所の窓口において保険料を納付し始めた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和55年8月1日以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、A市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市において加入手続を行った場合、「B」の国民年金手帳記号が払い出されることとなり、申立人の国民年金手帳記号は、C社会保険事務所において払い出される「D」であることから、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市役所において納付していたと主張しているが、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、昭和48年5月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した以降、51年6月に同資格を再取得するまでの間、国民年金被保険者資格を取得した形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間以外にも複数の国民年金保険料未納期間があるなど、申立人は、保険料の納付意識が高いとは言い難い。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 762 (事案 347 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年6月まで  
昭和40年1月にA社B工場を退職した際に、退職金が支給されたので、そのお金を母に渡し、母が、C市役所D支所において私の国民年金の加入手続を行った上、申立期間の保険料について母と私と弟の分を一緒に納付したと記憶している。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の保険料を納付する直前まで勤務していたA社B工場から退職金が支給されたと主張しているが、申立人には、同社における申立人の勤務月数では退職金が支給されないことが確認できる上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その母が、C市役所D支所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を母と弟の分と一緒に納付したと主張しているが、一緒に納めたとする申立人の弟は、昭和43年8月以降に国民年金の加入手続を行っている上、申立期間の大半についてはその弟が20歳前の期間であることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から35年11月30日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支所に勤務していた昭和30年4月1日から35年11月30日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社B支所には、厚生年金保険の加入記録がある昭和35年12月1日から36年2月10日までの期間以外に、申立期間についても勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にCに係るD助手としてA社B支所に勤務していたことは、申立人から提出された写真、E課職員名簿及び同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時にA社B支所に勤務していた同僚からは、当時のF業界の雇用慣行について、「Dのような技術スタッフについては従業員として雇用するのではなく、ある事業の開始から終了までの間、請負契約の形で業務を委託するか、又は他社から派遣を受けるのが一般的であった。現場のスタッフについては、通常、社会保険には加入させない取扱いであったので、社会保険の加入手続は行われていなかったと思料される。」とする旨の証言が得られた。

さらに、A社B支所において、昭和35年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者161人について、住所が判明した複数の同僚に照会したところ、同僚5人から、「当時、社会保険への加入について、労働組合と会社側で数年間交渉を行い、交渉がまとまったため昭和35年12月に加入することができた。」とする旨の証言が得られた。

加えて、A社B支所は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、46年12月13日にA社破産財団B支所と名称変更され、その後、47年9月26日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の氏

名、所在地等が不明のため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 394

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 26 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 26 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

休職していた期間はあったが、昭和 50 年 2 月にBへ社員旅行に行った写真が残っているので、申立期間当時、会社に勤務していたことは間違いない。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は高齢のため申立人のことを記憶していない上、申立期間当時のA社の役員によれば、申立人は申立期間当時休職しておらず、退職していたとの証言が得られたところ、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、昭和 49 年 1 月 14 日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、休職していたと主張する期間中にA社からは給与の支払いはなかったと証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者資格の取得を繰り返した社員から、アルバイトで再入社し、その後、正社員に変わったとの証言が得られたことから、申立人も同様にアルバイトで再入社し、昭和 50 年 2 月の社員旅行後の同年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は平成 11 年 10 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の資料等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年3月31日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所B支部C会に勤務していた昭和19年10月1日から22年3月31日までの期間について、加入した事実が無かった旨の回答を受けた。

昭和19年に女学校を卒業後、国からA事業所勤務を命じられたが、同じく命令により軍需工場で働いた女子は、厚生年金保険を受給している。当時の勤務先会長から在職証明及び給与明細を発行してもらったことがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 C会は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和22年11月19日に公布された法律Dの制定に伴うEに関する法律により、F組合に改組後、23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、F組合は、合併により、現在、G組合となっているが、同組合では申立期間当時の関連資料は残っていないとしている。

さらに、申立人の勤務していたことを証明した、元C会長は既に他界している上、申立人が、当時の会計担当者として挙げた者は、社会保険事務所が管理するF組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和23年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、連絡先が確認できない。

加えて、申立人が同僚として挙げた5人のうちの一人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和20年3月23日にA事業所B支部において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、また、申立人と同じ技手としてA事業所に採用されたとする二人のうち、名字のみ挙げた一人は、23年11月1日にF組合で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるが、連絡先は確認できず、当時の状況について聴取することができない。

2 A事業所は、昭和19年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同日から21年8月1日までの期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無く、更新された被保険者名簿においても、22年4月30日までに被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の名前は見当たらない。

また、A事業所は、昭和23年8月に解散しており、同会の業務を引き継いだH組合I会J本部、K組合L会及びM組合N会に照会したところ、申立期間当時の関連資料は無いとの回答であった。

さらに、申立期間当時、A事業所に勤務した者のうち、連絡先が確認できた5人に照会したところ、4人から回答が得られたが、申立人を知る者は無く、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

3 A事業所B支部は、昭和20年3月23日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同日から22年4月30日までの期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立期間当時、A事業所B支部に勤務した者のうち、連絡先が確認できた4人に照会したところ、2人から回答が得られたが、申立人を知る者は無く、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

4 A事業所O支所は、昭和21年3月31日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同日から22年11月1日までの期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間当時、A事業所O支所に勤務した者のうち、連絡先が確認できた6人に照会したところ、5人から回答が得られたが、申立人を知る者は無く、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 37 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 5 月から 37 年 5 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、最初にC自治体D区の作業場に配属されて、Eの製作作業を行い、その後、F区Gの事務所においてH業務を行っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録により検索したところ、C自治体F区に厚生年金保険の適用事業所である「B社」が存在したことが確認できるが、同社の所在地はF区Iであり、申立人の主張するF区Gとは異なっている上、厚生年金保険の適用開始時期も、申立期間中の昭和 32 年 7 月 10 日であり、かつ、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前や申立人の挙げた事業主及び同僚の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、同社は申立人が勤務していた事業所とは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録上、C自治体内の類似事業所は、申立人が作業場の所在地であると主張しているD区に2社、その他の区に6社存在するものの、申立期間に係る社会保険事務所が管理するこれらの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前や申立人の挙げた事業主及び同僚の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、これらの事業所についても、申立人が勤務していた事業所とは考え難い。

加えて、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚については、所在が不明であるため調査ができないことから、当時の状況について証言が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 47 年 3 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和40年4月から47年3月までの記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社において、見習いとして仕事をしており、事業主が「年金に加入する」と言っていたことを記憶しているので、厚生年金保険に加入していると思っていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 29 日までの期間について、B社（昭和 63 年 2 月にA社から商号変更）に勤務していたことは確認できるものの、40年4月から41年3月31日までの期間及び47年1月30日から同年3月までの期間については、申立人の同社における勤務実態を確認することができない上、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

また、B社に照会したところ、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用を受けておらず、申立人を含む職人見習い5人全員についても厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答を得た。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、「C」について検索したところ全国で4社が該当したものの、4社とも申立期間中に厚生年金保険の適用を受けておらず、所在地も申立人が主張するD県ではないため、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

加えて、申立人が名前を挙げている同僚3人中、オンライン記録により年金記録が特定できた二人については、厚生年金保険の加入記録が無い上、そのうちの一人からは、事業主の回答と同様、申立人を含めた職人は全員見習い社員

であり、B社は厚生年金保険の適用を受けていなかった旨の証言を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 50 年 2 月 3 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 47 年 7 月 1 日から 50 年 2 月 3 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は昭和 46 年 9 月ころに、C社に入社したが、当時、C社とA社は、同一人物が経営し、同一住所に所在していた。C社入社後、47 年 7 月 1 日にA社に異動したが、51 年 3 月 31 日に退職するまで両社を通じて継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同社の取締役（2人）の証言及び当時の同僚4人（申立人が名前を挙げた者を含む。）への照会に対する回答から、申立人に係る当時の勤務状況は推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和 47 年 7 月 1 日となっており、また、A社から提出された被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日は 50 年 2 月 4 日となっており、社会保険事務所が管理する被保険者原票の記録と一致する。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 50 年 2 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主（社会保険等の担当者）は既に他界しているため、現在の事業主に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況については確認できたが厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時のA社及びC社の取締役（2人）及び同僚4人（申立人が名前を挙げた者を含む。）並びに担当税理士に照会したものの、厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和49年4月1日からであり、それ以前の期間については被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 26 日から 34 年 1 月 25 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 3 月 26 日から 34 年 1 月 25 日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

親類の薦めにより同社に入社し、当時、給料は約 7,000 円であったと記憶している。給与明細書では社会保険料が差し引かれていたので、事務員に聞いたところ、「これは将来に貰う年金だ」と言われた記憶が鮮明にある。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が確認できる 11 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうちの 4 人からは、同社に入社当初は臨時員扱いで社会保険に加入させてもらえず、入社後、2 年ないし 3 年ぐらい経過してから加入した者が大勢いたとの証言を得たところ、同社からは、当時の社会保険への加入状況について、入社後ある程度の期間は、臨時員扱いでその間に勤務態度や適性等を見て正社員とし、社会保険に加入させていたとの証言を得ている。

加えて、A社が名前を挙げた事務担当者 3 人のうち 2 人は既に他界し、他の 1 人は連絡先が確認できなかったため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入手続等に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 400

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 14 年 6 月 27 日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、B社の記録において、平成 10 年 8 月 1 日から 14 年 6 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成 12 年から 14 年ごろにかけて、厚生年金保険の滞納保険料の件で数回社会保険事務所に相談した際、標準報酬月額を引き下げて滞納保険料を精算するために訂正の届出をしたものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 6 月 27 日より後の日付である同年 8 月 14 日に、10 年 8 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月 1 日から 14 年 6 月 27 日までの標準報酬月額は 62 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、B社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の整理の交渉をするため数回社会保険事務所を訪れた際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、了解したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

さらに、申立人は、自身の標準報酬月額引き下げ処理自体について納得はしているものの、必要以上に引き下げられているのではないかと主張しているが、申立人は、全喪に至るまで1年ないし1年半の保険料滞納があったと記憶しているところ、その期間に相当する滞納保険料と、申立人の標準報酬月額の引き下げ処理によって納付義務を免れる社会保険料額は近似していることから、申

立人の主張は事実とは言い難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 茨城厚生年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 36 年 9 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 10 月から 36 年 9 月までの期間について、加入した事実が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。このことについて、昭和 33 年 7 月ころから、A社に勤務していた同僚からは、同事業所に勤務していたものの、勤務当初は厚生年金保険に加入していなかったことを承知していた旨の証言が得られ、事実、この同僚は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険記号番号払出簿により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった35年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 36 年 9 月までを申立期間としているが、A社を退職後、同年 10 月にB社において被保険者資格を取得するまでの間にC業を営んでいた期間があるとしており、A社の退職時期については定かではなく、同僚の証言からも申立人の退職日についての証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 9 月までの期間に申立人の名前は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 402

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 25 日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 25 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成 13 年 4 月から 5 月ごろにかけて、厚生年金保険の滞納保険料の件で社会保険事務所に相談した際、滞納保険料を解消するために報酬訂正するよう指導され、それに基づいて届出を行ったものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 13 年 4 月 25 日より後の日付である同年 7 月 31 日に、11 年 4 月 1 日から 12 年 8 月 1 日までの標準報酬月額は 50 万円から 9 万 8,000 円に、同年 8 月 1 日から 13 年 4 月 25 日までの標準報酬月額は 44 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の整理の方法について相談するため社会保険事務所を訪れた際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げること、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、納得したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、自身の標準報酬月額引き下げ処理自体について納得はしているものの、必要以上に引き下げられているのではないかと主張しているが、申立人は、全喪に至るまで最低でも 4 か月程度の保険料の滞納があったと記憶しているところ、申立人の標準報酬月額の引下げ処理によって納付義務を免れる社会保険料額は 5 か月分程度であることから、申立人の主張は事実とは言い

難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。